

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けを開始します

受付期間は8/1(金)～12/26(金)

4月の消費税率改定に伴い、所得の低い方や、子育て世帯に配慮した一時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

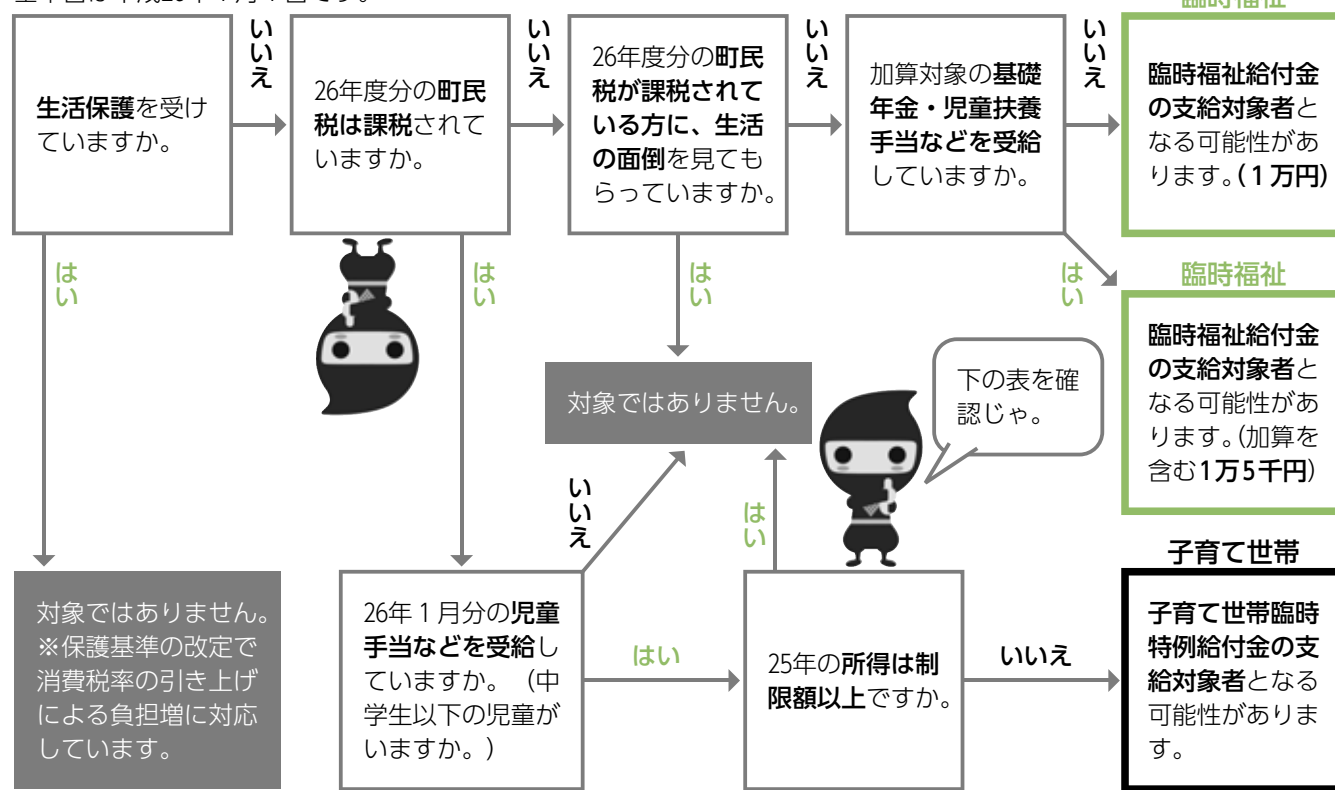
照会先
臨時福祉給付金 健康福祉課 ☎85-7790
子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援課 ☎85-9595

まずは対象になるかを確認じゃ。



対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

注意!!

- ◎受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金です。
- ◎両方の支給要件を満たす場合は、臨時福祉給付金の対象です。

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子 1人 (1人)	875.6万円
夫婦子 1人 (2人)	917.8万円
夫婦子 2人 (3人)	960 万円

原則として、基準日(平成26年1月1日)に本町に住民票がない方は、箱根町では対象外です。

臨時福祉給付金

対象 平成26年度分の町民税が課税されていない方
 ※課税されている方に扶養されている場合、生活保護受給者である場合などは対象外です。
支給額 対象者1人につき1万円
 ※対象者のうち、次に該当する方には、5,000円が加算されます。
 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
 ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

対象 次のア、イの両要件を満たす方
 ア 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給していること
 イ 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること
対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童
 ※臨時福祉給付金の対象、生活保護受給者などである児童は対象外です。
支給額 対象児童1人につき1万円
 ※特例給付とは、児童手当所得制限限度額以上の方に対し支給されているもので、児童1人当たり月額5,000円です。

～申請手続きの流れ～

いずれの給付金も原則として流れは同じです。

1 町からお知らせと申請書が届く

対象と思われる方には、申請書を送付します。

2 申請書に記入する

必要事項を記入し、申請書の裏面に必要な書類を貼り付けてください。

3 申請書を提出する

同封の返信用封筒で返送してください。

4 申請書の内容を町が審査する

5 支給決定通知書が届く

支給が決定した方には、町から支給決定通知書を送付し、振込予定日をお知らせします。
 所得制限超過などで給付金が非該当になった方には、不支給決定通知書を送付します。

6 給付金が振り込まれる

申請書に記載した指定口座に給付金が振り込まれます。

給付金Q & A

- Q1** 生活保護を受けている場合、対象にならないのはなぜ?
A1 消費税率引き上げに伴う負担増に對しては、保護基準の改定により対応されるため、給付金の対象になりません。
- Q2** 臨時福祉給付金が加算されるのはどんなとき?
A2 次のいずれかの年金や手当などを受給している場合です。
 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
 ・児童扶養手当
 ・特別児童扶養手当
 ・障害児福祉手当
- Q3** 平成26年1月2日以降に箱根町に転入してきたけど、どのような手続きが必要?
A3 特別障害者手当・福祉手当(経過措置分)など
- Q4** 外国人でも給付金はもらえる?
A4 基準日時点で箱根町に住民票があり、給付金の支給が決定される日に、中長期在留者などである方は、支給要件を満たせば給付金をもらえます。
- Q5** 児童手当の現況届を出せば、子育て世帯臨時特例給付金はもらえる?
A5 現況届とは別に、給付金の申請が必要です。
- Q6** 給付金はいつ頃もらえる?
A6 申請書を提出後、不備などがなければ、約1か月後を目安に指定口座に振り込みます。
 ※第1回目の振り込みは、9月下旬の予定です。
- Q7** 申請書を提出しないとどうなる?
A7 申請期限までに申請がなかった場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。また、申請書に記入誤りなどがあると、振り込みができなくなる場合がありますので、申請書の記入誤りや添付書類の付け忘れなどがないように注意してください。

●町や県、厚生労働省の職員などが、銀行ATMなどの操作をお願いすることや、給付金の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。
 ●給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報詐取」に注意してください。
 ●自宅や職場などに不審な電話が掛かってきたら、迷わず、町や最寄りの警察署に連絡してください。